

# 勝利判決まで支援を



決意を語る永谷さん(正面マイク)  
ら原告と弁護団 19日、大阪市

## 「思想調査」裁判で報告集会

### 大阪 原告らたたかいへ決意

大阪市の職員59人が「精神的苦痛をうけた」として大阪市に損害賠償請求した「思想調査アンケート」裁判が19日、大阪地裁で結審し、市内で報告集会が開かれました。原告31人と支援者120人が参加しました。

法廷で最終陳述した永谷孝代原告団長は、「維新」を退場させ、大阪市解体反対の審判で「懲戒免職」を含む重大な処分も与えられると想い、その上「このアンケートは憲法違反であり、憲法を守るべき自治体労働者が憲法違反でも回答すべきか」と葛藤し、悩み苦しめました。アンケート実施後、多くの職員が心を開き、物が言えなくなると確信をもつて市民のためにがんばりたいと願う職員の思いを込め、私たちに正義があると確信をもつて証言台につつことができました。保育士の給与引き下げはやめてといううございました。私は、このままでは勝利判決ができるよう、最後までの支援をよびかけました。

勝利判決を勝ち取り、4月のいっせい地方選挙に備え、支援者から「3月に

19日に行われた大阪市の職員59人の「思想調査アンケート」裁判の結審での永谷孝代原告団長と西晃弁護団事務局長の陳述(要旨)を紹介します。

**永谷孝代**  
原告団長

い職場になりました。  
原告の保育士は、憲法違反でも強い者の意見がまかり通る社会にならぬ、子どもたち

努力しどんなに困難なときも当局と癒着せず、市民の暮らしと市役所に働く者の働きを

いたしました。

この訴訟は、働く労

事務局長

西晃弁護団

の未来はどうなるのだ

ろうかと不安です。本

市役所で仕事をす

る職員は、住民のため

のサービスがどんどん

削られ、生活苦にあえ

ぐ人たちが増えている

ことに心が痛みながら

働いています。

市民のための仕事を

するためにには職員が自

由にものが言える職場

環境が大切です。私た

ちは市労組に結集して

いたしました。

1人ひとりの労働者

にとって一番大事で最

低限必要な「良心」「人

格」に土足で踏み込ま

れ、その中身を権力者

の前に提示・開示する

よう強制された原告

の、人間としての「心

の叫び」「良心の悲鳴」

をどうかお聞きいただ

きたい。「法の支配」

「憲法の保障」を確認

・獲得することに最大

の意義をもつ憲法訴訟

です。公平・公正な

判決を心より求めま

す。

頼関係の形成、それを

ささえる思想・良心の

自由・表現の自由、労

働基本権の確保、そし

てプライバシー・自己

情報の保護です。

大阪市役所労働組合  
(市労組・全労連加盟) の竹村博子委員長

が支援に感謝を表明。  
最後まで奮闘する決意  
と協力を訴えました。

それが憲法で保障され  
た労働組合の団結権で  
あり、人間として思想  
の自由、人格権の  
保障と考えてきました。  
信条の自由、人格権の  
間としての「魂の悲鳴」から始まった訴訟

それが憲法で保障され  
た労働組合の団結権で  
あり、人間として思想  
の自由、人格権の  
保障と考えてきました。  
信条の自由、人格権の  
間としての「魂の悲鳴」から始まった訴訟